

りしが如し。

七月十六日。前田利政、三輪吉宗に、その子吉富の戦歿を弔す。

二〇四二

【遺編類纂】

彌七郎討死、忠節之至候。併不便無窮候。其方心中察之候。謹言。

七月十六日

又若丸

三輪藤兵衛どのへ

七月十八日。前田利家下野鹿沼より、浅野長政に、鷹の贈遺を求む。

二〇四三

【浅野家文書】

仍我等昨日十七鹿沼迄致着陣候。明日者大澤野へ令陣替可待申候。隨而其地如御存分被仰付候由、珍重存候。然者其元鷹多御座候由承候。其内可然弟鷹一ツ――申請度候。猶期面會之時候。恐々謹言。

七月十八日

羽柴利家 在判

浅 彈正少弼殿

(この文書は首文を缺けり。恐らくは一行を失ひしなるべし。)

七月廿二日。前田利家、三輪吉宗に、その子吉富の武藏八王子役に戦歿せる状を報す。

二〇四四

【三輪文書】

去七日之書狀、今日廿二到着令披見候。八王子之儀、一刻に攻干、如存分申付候。然共名城故、討死手負無窮候。彌七郎事不及是非候。心中令推量候。我々父子目之前にて、馬廻・小姓共碎手候間、更無後悔与可分別候。此表悉屬平均候間、近日可令歸陣候。謹言。

七月廿二日

利家 在印

三輪藤兵衛殿

七月廿五日。前田利家、浅野長政に、豊臣秀吉の不興の赦免せられたるを喜べる意を報す。

二〇四五

【浅野家文書】

御札具拜見申候。仍我等事、御前御赦免之段忝次第候。如御狀我等者待申候條、貴殿懸御目候而、仰出之様子可承候。人数者山中繰越可申候。扱々方々御苦勞共推量申候。其元相替儀も候者、可被成御知候。猶以面調旁可申伸候。恐々謹言。

七月廿五日

羽柴利家 在判

浅 彈正少弼殿

參御返報

(按ずるに豊臣秀吉の不興を買ひしといふものは、前田利家が八王子戦前に在りて諸城を招降せし手段の寛大に過ぎたるに與るものゝ如し。)

十月十八日。前田利家、在京の木村作右衛門等に、出羽仙北・庄内・由利の一揆の起れることを報す。

二〇四六

【温故足徴】

態申遣候。仍而此表儀、上様へ御注進申上候。此ものくた

びれ可申候間、以飛脚早々尾山へ可相届候。然者仙北・庄内・由利之一揆おこり候へ共、我々隙之明、赤う津まで越候に付て、爰元一揆共山へ入申候。庄内之儀も早速可申付候間、可有御心安候。恐々謹言。

十月十八日

利家 在印

木村作右衛門尉殿

村井 又兵衛殿

(この時豊臣秀吉は京に在り。)

十月廿三日。前田利長、不破直光に、明日前田利家の出羽仁賀保に陣を移すべきことを報す。

二〇四七

【寸錦雜編】

見崎山より先々之儀は可被聞合候。以上。  
利家明日至仁賀保可有陣替旨候。然者其方、長九井我々先手輩相談、見崎山を前ニあて、本陣迄之間在々に、打續可有陣取旨候。長九へ者從其方可被相達。庄内之儀は縦野陣ニて成共、散々ニ無之様に人数共被引集、可被陣取事専用ニ候。尙明日以面可申候。恐々謹言。